

報道機関 各位

**市内クリーニング所敷地における土壌及び地下水の特定有害物質基準超過事案について  
（周辺地下水への影響はなし）**

市内のクリーニング所敷地において、事業者が土壌・地下水調査を行ったところ、テトラクロロエチレンについて、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準超過及びそれに起因する地下水基準超過が確認されました。

これを受けて、札幌市で周辺地域での地下水（井戸）の利用状況調査及び水質調査（以下「周辺地下水調査」という。）を実施した結果、全ての井戸で上記特定有害物質は基準値未満であり、現時点で周辺地下水への影響は見られませんでした。

事業者は、周辺に影響を及ぼさないよう、対策工事を実施する予定であり、札幌市では適切な措置が行われるよう引き続き助言・指導してまいります。

**1 所在地**

札幌市中央区北3条東9丁目4番5

**2 経緯**

令和2年12月2日	事業者が土壌及び地下水調査結果を札幌市に報告
同日	札幌市が当該地周囲にある3箇所の井戸で周辺地下水調査を実施
令和2年12月4日	上記井戸の水質調査結果が判明（全て基準値未満）

**3 調査結果の概要****(1) 事業者による調査結果（調査物質：テトラクロロエチレンとその分解生成物4種）**

区分	調査地点	調査物質				
		テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
土壌 (溶出量)	1	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満
	2	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満
	3	0.046 mg/L	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満
地下水	1	0.21 mg/L	0.048 mg/L	基準値未満	0.090 mg/L	基準値未満
	2	1.2 mg/L	0.13 mg/L	基準値未満	0.10 mg/L	基準値未満
	3	0.012 mg/L	基準値未満	基準値未満	0.54 mg/L	0.0071 mg/L
基準値※		0.01 mg/L	0.03 mg/L	0.1 mg/L	0.04 mg/L	0.002 mg/L

※ 基準値：一生涯にわたりその地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度（70年間、1日2Lの地下水を飲用することを想定）

## (2) 札幌市による周辺地下水調査結果

札幌市が把握している井戸のうち、当該地周囲にある3箇所（当該地から約120m、260m、530m）について水質調査を実施した結果、全ての井戸で基準値未満でした。

## (3) 基準超過原因

パークドライ機で使用していた溶剤（テトラクロロエチレンを含む）が土壤に浸透したと推定しています。

※ パークドライ機は平成22年6月に使用廃止済みです。

## 4 事業者による対策等の予定

基準超過土壤の対策及び地下水の拡散防止策につきましては、現在、事業者が検討を行っているところです。

札幌市では、土壤汚染対策法に基づき、適切な措置が行われるよう助言・指導してまいります。

### 参考

#### ○ 特定有害物質について

土壤汚染対策法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、26種類を指定しており、地下水摂取によるリスクからは「土壤溶出量基準」、直接摂取によるリスクからは「土壌含有量基準」、地下水汚染の判断基準として「地下水基準」が定められている。

#### ○ テトラクロロエチレン（第一種特定有害物質）

主にドライクリーニングや、金属の洗浄に使用される有機塩素系溶剤で水よりも重く、常温では無色透明の水に溶けにくく、甘い匂いを発する揮発性の液体。

換気の悪い場所でテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められている。

テトラクロロエチレンの分解により、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンが生成することがある。

#### ○ トリクロロエチレン（第一種特定有害物質）

機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきた有機塩素系溶剤で水よりも重く、常温では無色透明の水に溶けにくい揮発性の液体。

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められている。

#### ○ 1,2-ジクロロエチレン（第一種特定有害物質）

塩素系溶剤の合成原料、染料・香料・樹脂等の低温抽出溶剤として使用され、常温では無色透明の揮発性の液体。

中枢神経系の障害、長期又は反復ばく露による血液系の障害のおそれが認められている。

#### ○ クロロエチレン（第一種特定有害物質）

上下水道の配管、建材、日用品等、日常生活で「塩化ビニル」の名で広く使われる、常温では無色透明の特徴的な臭いのある気体。

発がん性のほか、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められている。

問合せ先： 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課  
高田、山田（Tel 211-2882）

